

第14回世田谷区農業委員会総会

日：令和6年9月30日（月）

場所：三茶しゃれなあとホール オリオン

第14回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和6年9月30日（月）午後3時から

開催場所：三茶しゃれなあどホール オリオン

出席の委員：会長 穴戸幸男、本橋延隆、森安一、吉村喜代隆、植松智、長島丈、矢藤茂、
高橋光正、高橋哲也、高橋拓司、後藤宏、清水希悦、苅部嘉也、井出孝行、
池田鏡一、高橋弘行、羽田圭二、真鍋よしゆき、阿久津皇

欠席の委員：会長職務代理者 浦野美枝子、細井誠一

出席の職員：事務長 梅原文、事務次長 松下順彦、主事 吉田健彦、主事 関智秋、
主事 藤田遼二、主事 下田亮太

会議次第

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について 【該当なし】
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・相続税納税猶予に関する適格者証明願について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
 - ・農地法18条6項の規定による合意解約通知について
5. 協議事項
 - (1) 令和6年11月の総会日程(案)について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
6. 報告事項
 - (1) ふれあい農園「いも掘り」
 - 「落花生の収穫」の開催について
 - (2) 第109回せたがや園芸市の開催について
 - (3) 都内産農産物等の放射能検査について
 - (4) 経過観察農地の状況報告について
7. その他
8. 閉会

事務局 皆様、こんにちは。定刻より若干早いですけれども、皆様おそろいになりましたので、ただいまより第14回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。議案の審議といたしまして、第2号議案の資料がNo.1、No.2となります。第3号議案の資料がNo.3、No.4、No.5となります。協議事項の資料といたしましてはNo.6とNo.7、報告事項の資料はNo.8、No.9、No.10となっております。また、当日配付しました資料といたしましては、第134回世田谷の花展覧会・第52回世田谷区農業祭のチラシ、世田谷農業インフォメーション、世田谷区全図、食と農のセミナーのチラシをお配りしております。資料の不足はありませんでしょうか。

それでは、次第の2、会長挨拶から進めさせていただきます。

穴戸会長、よろしくお祈いします。

穴戸会長 (会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は浦野美枝子職務代理と細井誠一委員が欠席ですが、総会が成立していることを報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、吉村喜代隆委員、後藤宏委員にお願いいたします。よろしくお祈いいたします。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条が1件、第5条が2件となっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、農地法第4条、第5条について説明をさせていただきます。

まず、農地を住宅等にする場合等は農地法第4条の手続が、農地を農地以外のものにする場合で、所有者の変更を伴う場合には第5条の手続が必要となります。いずれも本来は都道府県知事の許可が必要となりますが、市街化区域内の農地においては、あらかじめ農業委員会に届出を行えば許可は要しないものとなっております。この届出について、会長の専決処分としており、総会では事務局からの報告のみとさせていただきます。

それでは、資料No.1をご覧ください。第2号議案農地法第4条に基づく転用届出について。受付番号6-4-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続いて、資料No.2 - 1をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。
受付番号6-5-14。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

続きまして、資料No.2 - 2をご覧ください。第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

受付番号6-5-15。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

以上となります。

穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご質問がないようですので、第2号議案の農地法に基づく転用届出等についての報告を終わります。

続きまして、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

今月は、相続税納税猶予に関する適格者証明願についてが2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが8件、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について1件を審議いたします。

まず初めに、相続税納税猶予に関する適格者証明願について2件を審議いたします。

1件目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 相続税の納税猶予に関する適格者証明願につきましては、租税特別措置法の規定により、相続税納税猶予の特例を受けるために必要な被相続人、農業相続人、特例適用農地についてを農業委員会が証明するものでございます。

それでは、資料No.3 - 1をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました後藤宏委員、調査結果の報告をお願いいたします。

後藤委員

(委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.3 - 2をご覧ください。第3号議案相続税納税猶予に関する適格者証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました高橋光正委員、調査結果の報告をお願いいたします。

高橋(光)委員 (委員より、調査内容について報告)

報告は以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、相続税納税猶予に関する適格者証明願についての審議は終わります。

次に、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について8件について審議いたします。

1件目について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.4 - 1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行ってい

る旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました苅部嘉也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

苅部委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.4 - 2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました森安一委員、調査結果の報告をよろしくお願いいたします。

森委員 (委員より、調査内容について報告)

) 以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行す

ることにいたします。

次に、3件目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.4 - 3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました高橋拓司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

高橋(拓)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、4件目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.4 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました高橋哲也委員、調査結果の報告をお願いいたします。

高橋(哲)委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、5回目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.4 - 5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました植松智委員、調査結果の報告をお願いいたします。

植松委員 (委員より、調査内容について報告)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することといたします。

次に、6件目について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.4 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

次に、7件目と8件目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 まず、資料No.4-7、4-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容について説明)

以上でございます。

穴戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

7件目、8件目についてご意見等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決させていただきます。

7件目、8件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をよろしくお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 ありがとうございます。全員の賛成をいただきましたので、証明書を発行することにいたします。

以上で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議を終わります。

次に、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について1件を審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について説明させて

いただきます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、農地の賃貸借契約において、都道府県知事の許可を要さない賃貸借の解消について、その旨を賃貸人及び賃借人の連名により、所轄の農業委員会に通知を行うものでございます。

それでは、お手元の資料No.5をご覧ください。第3号議案農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について。

受付番号6-18-1。

(事務局より、申請内容について説明)

事務局からは以上となります。

穴戸会長 この件について調査されました井出孝行委員、調査結果の報告をお願いいたします。

井出委員 (委員より、調査内容について報告)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご質問がないようですので、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についての審議は終了いたします。

これをもちまして、次第4の議案の審議は終わります。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和6年11月の総会日程(案)について協議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料No.6、令和6年11月の総会日程(案)についてをご覧ください。

次回、10月の総会開催日時につきましては、令和6年10月31日木曜日午後3時から、会場は区役所東棟9階第5委員会室での開催が決定しております。

令和6年11月の開催日時につきましては、11月29日金曜日午後3時から、会場は三茶しゃれなあどホールスワン・ビーナスでの開催を予定しております。

以上、ご協議をお願いいたします。

穴戸会長 この件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

宍戸会長 ご質問がないようですので、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

宍戸会長 それでは、案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼2件について協議いたします。

1件目と2件目について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.7、生産緑地の取得のあっせん依頼についてをご覧ください。本件は、生産緑地指定から30年を経過した農地についての買取り申出となります。8月8日付で買取り申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけたが、買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

続きまして、2枚目をご覧ください。本件は、主たる従事者の死亡に伴う買取り申出となります。8月30日付で買取り申出を受理し、同じく東京都や世田谷区に照会をかけた。買取り申出はないという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

以上となります。

宍戸会長 以上2件についてご質問等がございましたら、お願いいたします。

真鍋委員 2件目の土地の隣に というのがあるんですけども、これと隣地なんですけど、この というのは、どこが所有して、どういう活用をされているんですか。

事務局 区の土地で、区の事業をしているところなんですけれども、所管課がどこか確認しております。

真鍋委員 今すぐ回答というより、ちょっと気になったのは、こういう形で区が活用しているところの隣地でこのような買取り請求が出たときに、どうして区が買い取らないのかなと正直思ったものですから。前から言っているとおり、買取り請求が出た場合、特別な事由がない限り(行政が)買い取らねばならないということで、しかも、みどりの基金であるとか、土地開発基金であるとか、世田谷区は相当な額を基金で持っているんですが、こういう隣地ですら買い取らなくてあっせん依頼というのが来たのでちょっとびっくりしているんですが。これはこれで依頼ですからいいですが、また次回でも、今の隣の活用と、できればなぜ隣地なのに買えなかったのかというのを教えてもらえればありがたいです。

事務局 2点につきまして、次回の農業委員会で、お調べした結果を報告させていただきます。

きます。

事務局 今確認いたしましたところ、 に関しましては、市民活動推進課が運営をしているということになっております。

宍戸会長 真鍋委員への回答は後でしていただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、2か所ございますが、買取り希望者がありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料No.8をご覧ください。報告事項の1つ目は、ふれあい農園「いも掘り」と「落花生の収穫」の開催についてです。周知方法につきましては、10月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等でご案内をさせていただきます。

続きまして、2件目、資料No.9をご覧ください。第109回せたがや園芸市の開催についてのご案内です。11月1日金曜日から11月3日日曜日まで、羽根木公園で開催をいたします。周知方法につきましては、10月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページ等のご案内をさせていただきます。

次に、3件目でございます。資料No.10の都内産農産物等の放射能検査について報告いたします。こちらにつきましては、表が令和6年9月12日、裏が令和6年9月19日付の検査結果でございます。世田谷産の農産物につきましてはいずれも対象となっておりますが、いずれの農産物につきましても異常はありませんでした。

次の(4)経過観察農地の状況報告につきましては、紙の資料はございませんが、現地確認を行いました際の写真をスクリーンの方でご紹介いたします。

本件につきましては、令和6年4月の総会で、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、自宅敷地と生産緑地の境を明確にする点と、生産緑地内の作物の生産性という点について、改善をすることを条件に証明書を発行した案件となります。

今回、矢藤委員と事務局にて改めて現地の確認を行いましたので、恐れ入ります、矢藤委員からご報告をいただければと思います。

矢藤委員 (委員より、調査内容を報告)

ご報告は以上です。

宍戸会長 それでは、報告事項(1)から(4)について、ご質問等がございましたら、お願

いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 質問がないようですので、以上で次第6の報告事項を終了いたします。

続きまして、次第7のその他について、何かございますでしょうか。

事務局 事務局より1点、本日の配付資料の中のご案内をさせていただきたいと思えます。第134回世田谷の花展覧会・第52回世田谷区農業祭のご案内でございます。花展覧会は11月8日金曜日から、農業祭は11月9日土曜日から、いずれも10日日曜日まで、世田谷公園で開催をいたします。詳細の方はチラシをご確認いただければと思っております。

事務局からは以上となります。

穴戸会長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ほかにないようであれば、以上で予定案件は全て終了いたしましたので、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、閉会の挨拶を梅原文事務局長にお願いいたします。

事務局 (事務長挨拶)

この議事録は、令和6年9月30日(月)開催の第14回農業委員会総会の議事録に相違ありません。

世田谷区農業委員会

会長 穴戸幸男

以上、議事の経過並びにその結果を明確にするため、下記に署名する。

署名委員

署名委員